

一番堰

まちづくり地区

地区計画

完成イメージ



一番堰まちづくり地区の地区計画の目標

民間企業等と市が連携し「雇用創出」及び「若年者の定住促進」に寄与する共同住宅の建設と商業・福祉・医療施設や教育施設の整備を一体的に行うことで、地域の活性化や産業振興の場を創出することを目標とします。

地区計画制度とは

地区計画は、地区の範囲を限定し、地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるための制度です。

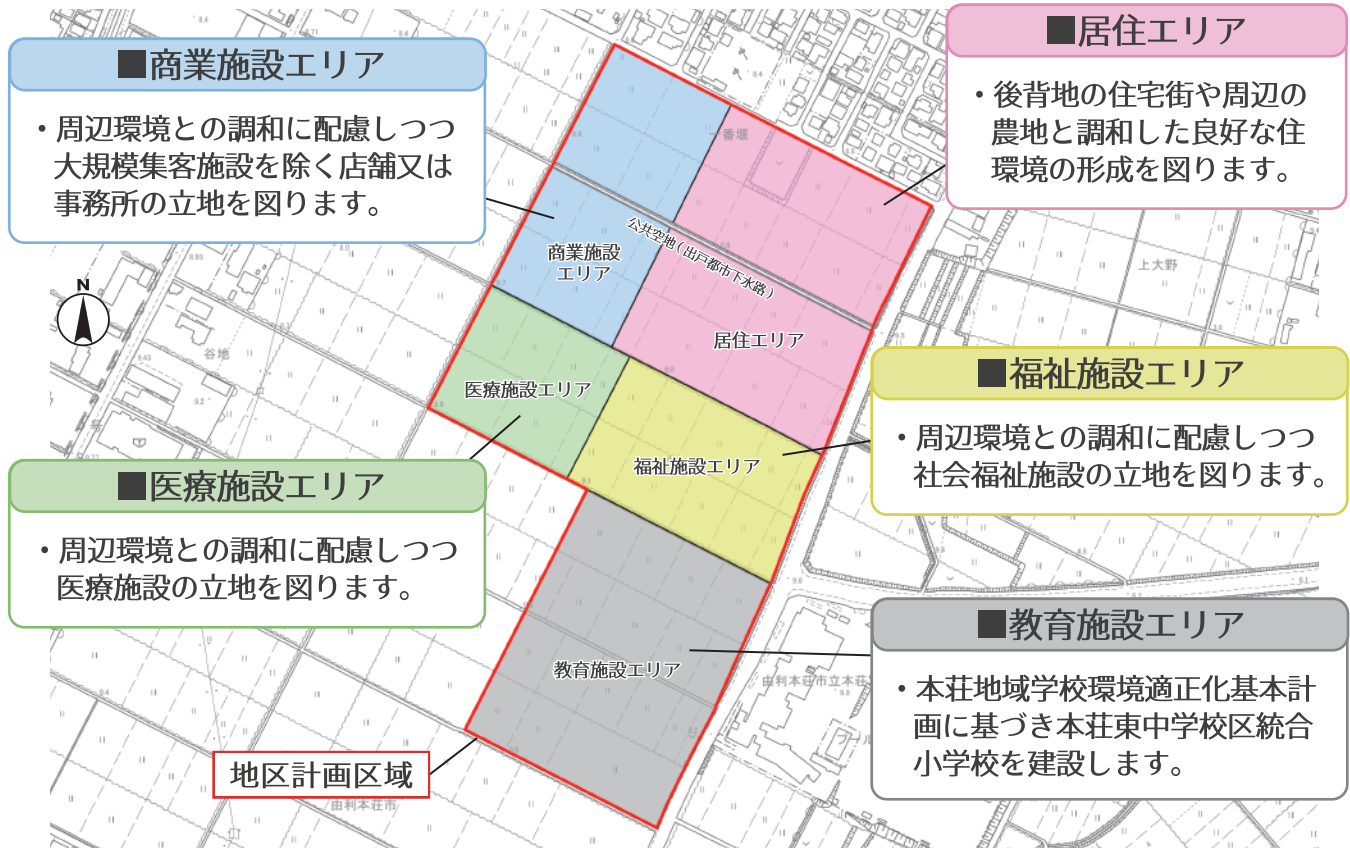
地域のみならずと協力しながら地区施設等に関するルールを定め、計画に沿ったまちづくりを誘導していきます。

由利本荘市



まちづくりの方針

一番堰まちづくり地区を5つの地区に区分し、それぞれの方針を下記のように定めます。



地区計画のルール（建てられる建物など）

地区の区分	名称	住居エリア	福祉施設エリア	医療施設エリア	商業施設エリア	教育施設エリア
	面積	4.2ha	1.6ha	1.1ha	2.2ha	4.0ha
建てられる建物		<ul style="list-style-type: none"> 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の1/2未満のもの 集会所の用に供する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第1条の5第1項に規定する病院 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所等の床面積が10,000㎡以下のもの 店舗等の床面積が10,000㎡以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法第1条に規定する学校
容積率		200%				
建ぺい率		60%				
地区施設		種類：公共空地、名称：出戸都市下水路、幅員：5m、延長：約310m				

届出について

地区計画の区域内で次の行為を行う場合などは、工事着手30日以上前に届出が必要となります。

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築、工作物の建設、建築物等の用途の変更

届出の内容が地区計画の内容に適していない場合は、設計の変更などを行うように勧告を受けることになります。



一番堰まちづくり地区計画
発行・編集 秋田県由利本荘市
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

〈 地区計画に関するご相談・お問い合わせ 〉

由利本荘市役所 都市計画課

TEL 0184-24-6332
FAX 0184-24-1599